
平成 24 年度の協会員に対する監査計画について

日証協・平成 24 年 3 月 19 日

本協会では、平成 24 年 3 月 19 日に開催された自主規制会議において、平成 24 年度の協会員に対する監査計画を承認決定した。

同計画の概要は以下のとおりである。

平成24年度監査計画（要旨）

1. 監査の基本的考え方

平成24年度の監査については、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の構築、公正な取引の確保の観点等から実施する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの保有状況等（以下「リスク等」という。）に基づいた監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効果的、効率的な監査を行う。

2. 監査の重点事項

内部管理態勢が不十分な状況や、金融商品の販売に関し、不十分な商品の説明状況に伴う苦情等が多くみられることを踏まえ、平成24年度における監査の重点事項は以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に法令・諸規則違反の検証にとどまらず、その背景となった内部管理態勢の状況について重点的に点検を行う。

【会員、特別会員共通】

(1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の検証

協会の内部管理態勢の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行う。

特に、インターネット取引を行っている会員及びシステム障害の発生が多い会員にあっては、システムリスク管理態勢の状況について点検を行う。

(2) 金融商品の説明及び勧誘状況の検証

投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況及び金融商品の販売に当たって、商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているかについて、高齢者への販売状況を重点的に点検する。

特に、投資信託については、顧客の投資目的・意向を軽視した取引等を未然に防止する管理態勢、乗換勧誘時における重要事項の説明状況及び相場下落等により大幅な基準価額の変動が生じた場合のアフターケアの状況等について点検を行う。

(3) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売状況の検証

合理的根拠適合性の検証状況、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び投資信託並びにレバレッジ投資信託の勧誘開始基準の策定状況等や注意喚起文書の交付状況等を点検する。

【会員のみ】

(4) 顧客資産の分別管理の状況の検証

顧客資産が確実かつ整然と分別管理されているか重点的に点検を行う。

(5) 売買管理態勢の検証

インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から売買管理態勢の状況について点検を行う。

特に、売買審査の実効性を確保するために、インターネットを利用した顧客の注文に係る必要な情報の保存状況について点検を行う。

3. 監査対象先の選定

単に監査周期のみでなく、以下の状況等を総合的に考慮して監査対象先を優先的に選定する。

(1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】

自己資本規制比率が一定水準（200％）を割り込んだ会員、又は同比率が急激に減少している会員

(2) 過去の協会監査、行政検査等の状況

特に過去の監査、検査で処分等を受けた協会員、又は内部管理態勢の脆弱さを指摘されている協会員

(3) 各種の情報

営業及び財産の状況に関し風評がある等、経営や営業の実態を確認する必要がある協会員、又は証券事故の発生や一般投資家からの苦情等が多い協会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

リスク度が高い商品を主に扱う業務内容となっている協会員。

なお、リテール営業を行っている協会員に対しては、分別管理の状況、投資勧誘の状況等の定期的なチェックが必要なことから、少なくとも3年に1回程度は監査を行う。

なお、監査規則第4条第1号に定める「一般監査」（以下「一般監査」という。）については、監査対象先の規模、支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員95社、特別会員65機関を目途とする。

以 上